



最高裁秘書第1735号

平成30年4月25日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度（情）諮問第1号

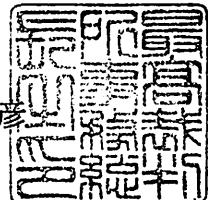
（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）



平成 30 年 4 月 23 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



### 理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

#### 1 濟問日等

##### (1) 濟問日

平成 30 年 4 月 23 日

##### (2) 濟問の要旨

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、「東京高裁が岡口基一裁判官のツイートに関する抗議を受けたことは公知の事実である点で慣行として公にされている情報であるといえるから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に相当しないといえる。」旨主張しているが、原判断庁による判断は、相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

平成 29 年 12 月、東京高裁が岡口基一裁判官のツイートに関する抗議を受けた際に作成し、又は取得した文書

##### (2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、平成 30 年 2 月 21 日付けで不開示（申出に係る文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関情報公開法（以下「法」という。）第 5 条第 1 号に相当）を開示すること

となるので、その文書の存否を答えることはできない。) の判断（以下「原判断」という。）を行った。

### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件開示申出に係る文書は、特定の裁判官が抗議を受けた際に作成又は取得した文書であるところ、当該文書の存否を明らかにすると、「特定の裁判官が、私的にツイートした内容に関し、第三者から抗議がなされた事実の有無」という個人に関する情報が公になり、この情報は、法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

イ 本件抗議に関する報道は、原判断等が取材に応じた結果として、報道機関の責任において報道されたにとどまるものであって、裁判所として公表したものではないため、慣行として公にされている情報に該当しない。（法第5条第1号イ、平成29年度（情）答申第2号参照）

ウ よって、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第5に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。